

南北朝・室町期の朝倉氏と安居氏

―安居郷・坂南本郷をめぐって―

河村 昭一

はじめに

先に、南北朝期における朝倉氏と斯波氏の関係について検討した際、斯波義將の朝倉氏に対する抑圧策を想定できるとして、具体的には、安居郷と坂南本郷が朝倉氏から没収されて一時安居氏に与えられていたのではないかとの見解を、論拠を三点列挙して示した^①が、紙数の都合で論証過程は割愛した。そこで本稿では、安居郷と坂南本郷をめぐる朝倉氏と安居氏の関わりについて、改めて検討してみたい。

なお、前稿で挙げた三点の論拠のうちの一つは明らかな史料の誤認にもとづくものであり、論拠になり得ないことに気づいたが、これについては「むすび」でふれる。

一 朝倉氏の弘祥寺開創

南北朝初期の朝倉氏に関する確実な事績として、弘祥寺開創が知られている。すなわち、康永元年（一三四二）、朝倉広景が別源円旨を開山に迎えて足羽郡安居郷に弘祥寺を開いたとする『朝倉始末記』や系図類の所伝は、中巖円月の著した別源の伝記「洞春庵別源禪師定光塔銘」^②に「康永元年帰足羽県、朝倉金吾開弘祥寺基、為第一世住」とあることによって裏付けられている。「朝倉家伝記」^③や系図類によれば康永元年の広景は八十八歳となることもあってか、右の朝倉金吾を広景の子息高景と解釈する説もあるが、中巖が「洞春庵別源禪師定光塔銘」を著した応安四年（一三七一）^④には高景はまだ存命で（死没は翌応安五年）^⑤、おそらく「遠江入道」を称していたと思われるので、^⑥「朝倉金吾」は系図類が孫右衛門尉（金吾の和名は衛門府）とする広景とみなすべきである。おそらく広景を弘

祥寺の開基とするのが当時の朝倉家の公式見解であったので、中厳もこれに従わざるを得なかったであろうが、広景はあまりに高齢であり、実質的には二十九歳の高景による開創とみてよからう。⁹⁾

「朝倉家伝記」は広景の弘祥寺建立の動機について、元徳二年（一二三〇）に没した妻妙淨（黒丸氏息女）の位牌所にしようとしたとしている。これは妙淨の母妙珍を足羽荘領主一条家の出身とする後世の潤色に基づく虚構である¹⁰⁾が、佐藤圭氏はこの所伝の中に、朝倉氏が短期間に越前に定着できた背景として、荘園所職や婚姻関係を結んだ在地武士の支持があったことを読み取っている。¹¹⁾つまり、弘祥寺は外來勢力朝倉氏が在地武士黒丸氏から平和裏に受け入れられて新天地に定着した記念碑という意味をもつことになる。

弘祥寺の所在地安居郷は、もとは安居御厨として、同じ伊勢神宮領で東隣の足羽御厨とは別個の所領であったのが、鎌倉末期には足羽御厨が皇室領足羽荘となり、安居御厨はその別納として安居郷と称されるようになったと考えられる（註10拙稿）。したがって、南北朝初頭に朝倉氏が足羽荘の所職を入手したとすれば、その権限が安居郷にも及んでいた可能性はあるので、ここに朝倉氏が弘祥寺を建立する環境があったことは認められる。ただ、「朝倉家伝記」や系図類にいう黒丸氏の実在性は疑わしく（そもそも黒丸の地は足羽荘ではなく北隣の藤島荘に属していたと推測される（註10拙稿・次頁別図参照）、朝倉氏が弘祥寺建立にあたって協力を得なければならなかったのは、安居郷を名字の地とする在地武士と思われる安居氏である。しかし、「朝倉家伝記」などのいう黒丸氏をこの安居

氏に置き換えればすべて矛盾なく説明がつくかといえ、少なからず問題点が浮かんできくる。そこで次に、安居氏の出自と安居郷について検討したい。

二 安居氏の出自

南北朝期の安居氏としては、嘉慶元年（一二三九）に斯波義種から大野郡牛原荘丁郷半済分を給与された安居備後守、明徳三年（一二三二）の相国寺供養における斯波満種（義種の嫡子）の随兵で斯波義種、もしくは満種の偏諱を受けたとみられる安居種氏の名が知られていて、南北朝末期には義種系斯波氏の主要被官に数えられていた。¹²⁾

安居氏の出自を考える上で、「朝倉家伝記」高景の項に見える白土城合戦の記事が参考になる。この合戦については次節で詳しく検討するが、ここで関係部分を掲示しておく（返り点・送り仮名・振り仮名は割愛。疑問のある仮名表記もあるが松原氏註3著書からそのまま引用した）。

【史料A】

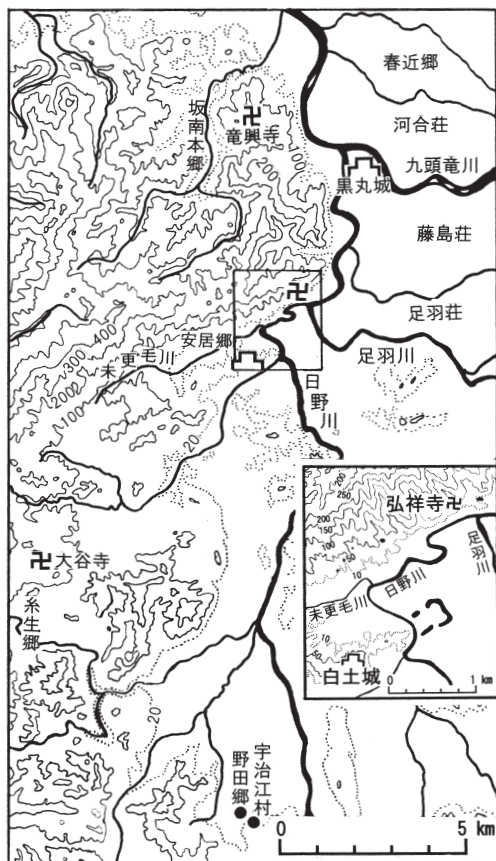
（貞治元年八月九日義隆卿御教書）

（朝倉高景）

（前略）右御内書ノ上承仰、徳岩ハ宅良越下当国、大切ハ直開

（斯波義将）

道ヲ下テ一乗ニテ行逢、可攻道朝儀ヲ内談ス、徳岩足羽城ヲ越ス処ニ、安居白土岡立畔、千秋安居一門城ヲ構、弘祥寺ヲ可破由ヲ注進ス、大切云、此者共ニ取り懸ラルヨリ身ノ幸運ナレト思イ、白土城ヲ可攻由ノ処ニ、徳岩曰、白土城ハ好キ城也、攻



別図 関係要図

広域図は国土地理院発行の5万分1地形図「福井」〔鯖江〕(昭和37年)、拡大図は2万5000分1地形図(明治42年測図、昭和33年修正)を加工した。広域図の九頭竜川・足羽川・日野川は強調のため太くし、足羽川は日野川に合流する部分の新流路を削除し、旧流路のみ示した。

メ損シ人ヲ不可令伐、先可相待之由也、大切云、終ニハ我等難遁、此面々ト一度合戦セントテ黒丸城ヨリ舟取乗、櫓榜ノ音セス、白土岡ノ麓漕着、至令安居ノ両渡、榜ノ音ヲセスシテ舟渡也、時ニ大切廿八歳也、貞治六年二月八日天屋周防守、泉水尻ノ居住道角入道ヲ為案内者ト、不曉ニ霧ノ中、大鼓岩ヨリ攻上、鑓ノ尻ト云処ニテ、南風北風攻戦イシニ、安居内者牧野修理亮ト云者大切ヲ見懸、然間甲エ鑓リ入ル、処ヲ、大切鑓ヲ嚙留メ、已ニ危ク見ユルヲ、天屋脇ヨリ牧野ヲ欲討、大切鑓ヲ截リ掃イ、直ニ討頸ヲ、入乱レタル戦イ、敵御方小勢ト云共、吉光備前守以下数輩傷手負、トテモ難遁トテ心ヲソロエ、城中ヘ攻メ討死ニセント相戦ウ、城中ノ兵一同二切岸ヨリ落ち重ル処

ヲ、吉光・秋光・三尾野・天屋・代崎等思々ニ取頸、城ヲ破、黒丸城エ打帰、(後略)

これによると、貞治五年(一三六六)八月、貞治の政変で斯波氏が失脚して越前に下った際、斯波氏を離反した朝倉高景とその子氏景も越前に下り、斯波氏討伐のため高景が足羽城(黒丸城)に移ったとき、「千秋安居一門」が弘祥寺を攻めようと「白土岡」に城(以下「白土城」とする)を築いたので、貞治六年二月八日、氏景が黒丸城から出撃し、奮戦の末白土城を攻略したという。

そもそもこの記事がどこまで史実を反映しているか、という問題については第三節で考えることにして、ここではまず「千秋安居一門」とのちの斯波被官安居氏の関係について検討したい。合戦の虚実とは別にしても、「千秋安居一門」なる表記そのものはまったくの虚構とは思えないからである。

大原陵路氏はこれを、將軍近習でのち奉公衆三番に属する千秋駿河守(又は刑部少輔)につながる千秋駿河左近將監経季とみなしている¹⁵⁾。経季は応安五年(一三七二)当時、安居郷に近い坂井郡春近郷を知行していたこと、経季の姉妹が斯波義種に嫁して満種を産んでいることなどを論拠としているようである。松原信之氏は「経季の一

派」と推測しつつ、大原氏同様、斯波被官安居氏との関係にはふれていない。¹⁸これに対して松浦義則氏は、安居氏はなんらかの関係があつた千秋氏を通じて斯波義種と結びついたと推測していて、大原・松原氏と異なり「千秋安居一門」が斯波被官安居氏につながるという理解している(註14)。氏は「千秋安居一門」を「千秋氏の支族である安居一門」と読み取るか、それとも「千秋・安居一門」と読んで両氏を別家とみるのか判断に迷うとしながら、「朝倉家伝記」が戦国期の成立であることから厳密な解釈は控えるべきとしつつ、「安居氏と千秋氏がなんらかの結びつきをもっていた」と述べているところからは、後者の解釈(別家)をしているように思われる。¹⁹

千秋氏は尾張熱田大宮司家の一流で、鎌倉期には六波羅評定衆を務め、室町期には三番と五番に三かないし四家が名を連ねる奉公衆となる家である。²⁰越前に所領を持つ家としては、先にふれた春近郷の駿河左近将監経季のほかに、丹生郡宇治江村(鯖江市上・下氏家町)を本拠とする千秋宇治江氏²²、室町期の同郡糸生郷(越前町上糸生・下糸生一帯)山方地頭宮内少輔家(五番衆)、同郡野田郷(鯖江市上・下野田町)を領した民部少輔家(五番衆)などが知られているが、このうち複姓を称する千秋宇治江氏から類推して、「千秋安居一門」は「安居を本拠とする千秋一族」と解釈できるのではなからうか。ちなみに、千秋氏は南家藤原氏であるが、安居氏も藤姓を称している。²⁵

千秋宇治江氏は、すでに嘉元四年(一一三〇六)に宇治江村五郎丸名の地を大谷寺に寄進していて(註22)、鎌倉末期から丹生郡南東

平野部に所領を持ちながら、同郡中央山間部にある大谷寺とも関係を有していたことが知られる。大谷寺は室町期の宮内少輔家が地頭職を有していた糸生郷に位置するので、同郷も鎌倉期以来千秋氏と関係があつた可能性がある。さらに憶測を重ねれば、糸生郷、宇治江村、野田郷などと同じ丹生郡の北東部、日野川に合流する未更毛川下流域の安居郷にも、鎌倉期から千秋氏の所領があつた可能性も否定できない。

三 安居郷をめぐる朝倉氏と安居氏

安居氏が鎌倉末期から安居郷を領していた千秋氏一流だとすれば、朝倉氏による安居郷での弘祥寺開創は安居氏にとっていかなる意味をもったのか考えてみたい。

「朝倉家伝記」などのいう黒丸氏のように、安居氏は朝倉氏の進出を受け入れて婚姻関係を結び、これと連携する道を選択したというストーリーを想定できるだろうか。千秋氏本宗家の旧六波羅評定衆という門地を勘案するに、その庶族とはいえ、安居氏が、但馬からわずか数年前に越前に入国してきた朝倉氏による、自領内での寺院建立を易々と許容する姿は想像しにくいのではなからうか。仮に朝倉氏が足羽荘になんらかの所職を得たとしても、その別納所領たる安居郷に安居氏が健在であれば、朝倉氏が敢えてそこに寺院を建立しようとしたか、少なからず疑問を覚える。朝倉氏が入国からわずか数年後の康永元年(一一三四二)という時期に安居郷に弘祥寺を

開くことができたのは、安居氏がすでに安居郷からいなくなっていたとみるのが自然ではなからうか。

越前で斯波高経率いる北軍と新田氏率いる南軍が死闘を演じた暦応元年（一三三八）（同四年のうち、特に暦応二、三年の主戦場は足羽荘・安居郷を含む九頭竜川・足羽川・日野川の合流地域一帯で、『太平記』によれば、暦応二年七月五日、南軍由良光氏が攻撃した城六か所の一つに「安居ノ庄」が見え、同じく南軍の総大将脇屋義助も「安古渡」など一七か所を落としたという⁽²⁷⁾。つまり、安居郷は北軍の拠点だったことが知られ、安居氏は朝倉氏と同じ北軍に属していたと推察される。安居郷を含む一帯が南軍に制圧されたということなので、安居氏はここで没落したか、さもなければ、同月十六日、黒丸城が南軍に囲まれた際、南軍に帰降した河合荘の河合種経のように、南軍に降伏した可能性もある。翌暦応三年八月の戦いで北軍は黒丸城を奪還してこの地域を回復したが、この二年後に朝倉氏が安居郷に弘祥寺を建立していることを勘案すれば、安居氏は暦応二年の戦いで北軍として破れたにせよ、南軍に降伏したにせよ、安居郷からは追却され、同郷は朝倉氏の支配下に組み込まれたと推察される。安居氏が安居郷を離れていたことを示唆するのが、前節に掲示した、「朝倉家伝記」高景の項の白土城合戦の記事である。

これによると、斯波氏が失脚して越前に下った翌貞治六年（一三六七）二月、斯波方の「千秋安居一門」が弘祥寺を攻めようと白土城を築いたので、幕府方の朝倉氏がこれを攻略したという。この所伝を無条件に認めることは問題であるが、安居氏と朝倉氏が

安居郷をめぐる競争関係にあり、あるとき安居氏が斯波氏の後援のもと、朝倉氏から安居郷を奪還しようとした、という文脈として、一定の史実を伝えるものと解釈できないだろうか。

ただ、「朝倉家伝記」が伝える貞治六年というこの合戦の年次については理解しにくい。すなわち、南北朝期を通して一族が將軍近習として活動している千秋氏の同族安居氏が、果たして幕府の追討を受けている斯波氏の陣営に走ったか、懐疑的にならざるを得ないからである。千秋氏と斯波氏が婚姻関係にあったことは事実であるが、千秋高範娘が嫁した斯波義種は、貞治の政変時はまだ十五歳⁽³¹⁾、子息満種の誕生はその一〇年も後なので、斯波氏失脚以前に千秋氏との婚姻関係が成立していたかどうかは微妙である。

千秋一門の安居氏が斯波氏と結んで朝倉氏と対決することがあったとすれば、その政治的条件を満たすのは、貞治の政変で失脚した斯波氏を離反した朝倉氏が、斯波氏の復権後もしばらく斯波氏との関係を修復できないでいた時期ぐらいである。貞治六年七月十三日、斯波高経が越前杣山城で病死したあと、同年八月三十日に上洛した嫡子義将は、九月四日に將軍義詮と対面して赦免が実現し、翌応安元年（一三六八）二月に桃井直常が幕府に叛すると、直常に代わって越中守護に就き、完全復権を果たしている⁽³⁴⁾。そのあと朝倉氏は前稿で指摘したように、康暦二年（一三八〇）までの間に斯波氏との関係を修復したことは確実であるが、応安五年に朝倉高景が没しているの（註7）、仮にこれがその契機になったかもしれないとすると、白土城合戦がもし実際にあったとすれば、その時期は貞治六

年九月から応安五年までの間の五年程ということになる。

斯波義種に娘を嫁がせた千秋高範の系流と、安居郷を本拠としていた千秋安居氏の関係はわからないけれども、千秋安居氏が朝倉氏に奪われた安居郷を奪還するため、復権を果たした斯波氏の支援を得て、まだ斯波氏との関係修復ができていない朝倉氏に挑戦した、というのが「朝倉家伝記」にいう白土城合戦だったのではなからうか。そもそもこの戦いの実在性にも疑念がなくてはならないが、「朝倉家伝記」の記事は、かつて安居郷をめぐって千秋安居氏と厳しく対立していたことが朝倉家で長く記憶されていたことを伝えているのではなからうか。⁽³⁵⁾

白土城合戦の有無にかかわらず、安居郷は遅くとも室町期には朝倉氏の手を離れ、安居氏に渡っていた。

【史料B】⁽³⁶⁾

同安居保^{別是御厨}安居修理亮請之、毎年年貢六千五百足沙汰之、其後下直代官座主僧令所務、千貫計得分也、^(正力)応仁以来朝倉彈正左衛門尉押領之、

【史料C】

一条殿宮内卿康俊越前国安居二入部、御直務故也、去月末朝倉弟久侍者打入安居、追出康俊了、又今月二日河井并加州之勢地下一統就推寄而、追出久侍者還住云々、為家門珍重々々、但康俊御代官ハ御年貢無為条、不審事也、

史料Bによると、一条家領足羽御厨（足羽荘）の別納とされていた安居保（安居郷）は安居修理亮が請け負っていたが、その後直務

になって「座主僧」が代官として下されたものの、応仁以来朝倉孝景（英林）が押領したという。この記事と密接な関係にあるのが史料Cで、史料B（「桃華藥葉」）の記者一条兼良の子息尋尊が父から得た情報を記録した『大乘院寺社雜事記』（以下『雜事記』と略記）文正元年（一四六六）九月十日条の記事である。これによると、「一条殿」（父兼良）が安居に直務代官宮内卿康俊を下したが、八月末に討ち入った「朝倉弟久侍者」（朝倉光玖）のために安居を追いつけられてしまった。しかし、九月二日に河合荘と加賀の「地下一統」が押し寄せて光玖を追いつけ、康俊は還住できた、とある。

両史料は、安居郷が一条家の直務となり、代官が下されたとする点は共通するが、代官の名前が、座主僧と康俊で一致しない。史料Cは同時代の記録で、尋尊が父兼良から聞いたままを書いている以上、「康俊」は間違いなので、文明十二年（一四八〇）に七十九歳の一条兼良⁽³⁷⁾が書いた史料Bの「座主僧」のほうが兼良の記憶違いと解されそうである。しかし、そうではなく両方が正しいのであって、両人は別人とみるべきではなからうか。⁽³⁸⁾たとえば座主僧は安居修理亮の請負代官職が解任されて直務になったときのいわば初代直務代官、康俊は朝倉氏の押領前の最後の代官とみなせば、一応整合性はとれる。仮にそうだとすれば、直務の開始は、康俊の下向した文正元年よりもある程度遡ることになる。ここではこれ以上その時期を特定することは困難であるが、松浦義則氏は史料Bから、安居氏の没落を読み取り、その原因を長祿合戦に求めている。⁽³⁹⁾この点を別の観点から検証してみたい。

四 坂南本郷竜興寺をめぐる安居氏と朝倉氏

朝倉氏のかつての所領が安居氏の領するところになったと推測される例が安居郷のほかにもう一つある。朝倉高景が斯波氏追討に加わった勲功賞として、貞治五年（一三六六）に足利義詮から地頭職を宛行われた七か所のうちのひとつ、坂南本郷である。

【史料D⁽⁴¹⁾】

越州龍興寺希明清良禪師、姓藤氏、本州味美郡井白人也、（中略）密聞天真和尚住越之慈眼弘曹洞宗旨、往依之、真命居侍司、勤究十霜、乃承印可、（中略）遂就山中構黙味庵閉關、久之黑白來帰、堅請住本寺、不得已応之、既而領総持、遷龍泉、越前安居信官藤清長建龍興精舎、請師為開山第一世、（中略）文安二年九月十六日逝、（返り点は割愛）

右は、越前宅良に慈眼寺を開いた曹洞宗僧天真自性の弟子希明清良の略伝である。これによると、越前の人希明は天真が慈眼寺で曹洞宗を広めていると聞いてこれに師事し、一〇年の修行を経て印可を受けた。山中に黙味庵を構えたが、請われて慈眼寺の住持となった。その後、本山能登総持寺の輪住も勤めたが、越前府中龍泉寺に移ったあと、「越前安居信官藤清長」に招かれて竜興寺の開山になったという。竜興寺の跡地は福井市八幡町にあり、『越前国名勝志』が「本郷竜興寺ノ跡」とするのは、当地が近世に本郷と称されていたことにちなむもので、それは中世の坂南本郷の遺名とみて間違いない。

ない。⁽⁴⁵⁾

この竜興寺の創建年に関する明証はないが、希明清良が越前龍泉寺輪住を勤めている正長二年（永享元年、一四二九）七月当時、慈眼寺住持を名乗っている⁽⁴⁶⁾ので、竜興寺の開山になるのはそれ以降とみるのが自然であり、松原氏の推測の通り、永享年間とみて大過なからう。⁽⁴⁷⁾

次に問題となるのは「越前安居信官藤清長」であるが、『福井県の地名』と『福井県史』は「安居（の）代官藤原清長」、『福井市史』は「安居の国人安居清長」とする。「信官」の語義が判然としないが、「信頼する臣」（『日本国語大辞典』）とか「まごころをもつて君主に仕える臣」（『大漢語林』）といった意味の類語「信臣」から連想して、「信頼できる誠実な官吏」、すなわち、『福井県史』などのように「代官」と解釈してよからう。したがって「安居」は所領名ということになり（直前に国名「越前」も冠している）、『福井市史』（松原氏）のように無前提に安居氏と断定するのは早計ではある。『福井県史』（広瀬氏）は次のように述べている。

天真派と朝倉氏の関わりは、坂井郡本郷の竜興寺（現在廃寺、福井市八幡町八幡の山上）が天真の門弟の希明清了により開山されたことによる。（中略）この地は朝倉氏が南北朝期後半に地頭職を獲得していたから、竜興寺と朝倉氏の関係は深かった。ここからは、清長はたとえば朝倉氏の被官で安居の代官を務める人物のように想定していると判断される。一方の『福井市史』は、安居清長による開創としながら、「朝倉家伝記」教景の項に「心伝（教

景の弟頼景）建立竜興寺、為檀那塔頭立釣月軒」とあること、及び寺跡に残る石塔のひとつに「永正十七年（一五二〇）六月五日 永忠宗長」とあり、永忠宗長が朝倉頼景の孫景頼の法号であることから、「後に、教景（心月）の弟の頼景（心伝）が当寺の檀那になったものと思われ」（傍点河村）⁵⁰ としていて、安居清長による開創のあとに頼景が檀那になったと理解しているようであるが、安居清長と朝倉頼景の関係については言及がない。佐藤圭氏は、石塔銘「永忠宗長」から、宗長（朝倉景頼）の祖父頼景を竜興寺の開基と断定しているが、「安居信官藤清長」については、他の史料で存在が確認できないとして、朝倉氏との関係についてはふれていない⁵¹。

以上のように、竜興寺の開基「安居信官藤清長」の素性、清長と朝倉氏の関係、竜興寺の開創と朝倉氏の関わりなどについて、先学から整合性のある説得的な説明はなされていないように思われる。

まず、開基「藤清長」の姓であるが、安居氏の可能性が高いと考える。確証とはいえないが、前節でみたように、安居修理亮が安居郷の請負代官であった事実に加え、安居氏が藤姓であること（註25）も傍証となろう。『福井県史』も『福井市史』も、清長と朝倉氏の関係について明確な説明ができていないのは、坂南本郷が南北朝期に朝倉高景が足利義詮から拝領して以来室町期まで一貫して保持していたことを前提にしているからで、本来の開基清長を無視して頼景を竜興寺の開基とする朝倉氏の主張に惑わされ、混乱した結果だと思われる。朝倉氏が清長を無視しているのは、竜興寺の開創が、坂南本郷が朝倉氏の手を離れていた時期のことで、開基清長も

朝倉氏とは関係のない人物だったからと考えれば腑に落ちる。つまり、竜興寺が開かれたときの坂南本郷は安居氏の支配下にあり、開基清長も安居氏であったと推察されるのである。

朝倉氏が初めて竜興寺の外護者になったのが、孝景（英林）の祖父教景の代であることは間違いない。明治三十年に東京帝国大学が福井市心月寺の史料調査を行った際の「史料蒐集目録」（以下「目録」と略記）によると、永享五年二月六日「左兵衛佐証状」を含む一六通の一卷と、長禄元年（一四五七）十一月三日「朝倉美作証状」を含む二二通の一卷、合わせて二卷三七通の文書が当時の心月寺に伝蔵されていたという⁵²。松原信之氏は、右の永享五年と長禄元年の両文書とも年代からみて孝景の創建にかかる心月寺に関するものではなく竜興寺文書であり、前者は越前守護斯波左兵衛佐義淳の「外護証状」、後者は孝景の祖父朝倉美作守教景（心月）の「外護証状」と推測している⁵³。松原氏が右の両文書を竜興寺文書と認定したのは、松樹院（坂井市三国町嵩）が写しの形で竜興寺文書一一通⁵⁴を伝えていて、その中に「目録」の「朝倉美作証状」と同じ日付の朝倉美作守教景安堵状（後掲史料E）が含まれていること、そして、孝景が祖父教景の菩提を弔うために一乗谷に心月寺を創建した際、開山として招いたのが竜興寺第三世桃庵禅洞だったこと⁵⁵にもとづいている。おそらく竜興寺の衰退ないし廃寺に伴い、所蔵文書のすべてあるいは一部が心月寺に移されたからであろう。ところが、心月寺にあった文書二卷三七通（竜興寺文書、心月寺文書を含む）は、影写本作成がなされないまま、明治三十三年四月十九日の福井橋南大

火で焼失したとされている⁽⁵⁶⁾。ただ、先にふれたように、それまでに一通については花押を含めた写しが作成されて松樹院のもとに伝えられていたほか、これらとは別に原本五通（うち二通は松樹院文書と重複）が竜興寺の手から離れ、最終的には毛矢黒龍神社（福井市毛矢三丁目）のもとに渡って今日に至っている⁽⁵⁷⁾。つまり、現在知られている本来の竜興寺文書は全部で一四通（原本五通、写九通）ということになる。以上のことを前提にして、竜興寺と朝倉氏の関わりを探ってみたい。

「目録」の「朝倉美作証状」と同じ日付の文書が松樹院文書の中にある（二号）。

【史料E】

越前国坂南本郷之内洞昭庵領事

右件庵領并山林竹木等之事、為永代買徳之地、可有知行者也、

然之間有限御年貢等之事者、如先々可有執沙汰、其外事ハ為本名主聊不可有違乱煩之状如件、

長禄元年十一月三日

（花押影）

この文書が「目録」にいう「朝倉美作証状」とは断定できず、同じ日付で竜興寺領を安堵したものが他に存在し、それを指している可能性もあるが、いずれにせよ、「目録」が「朝倉美作証状」と命名したのは、端裏書や包紙など、文書の本文以外の箇所に「朝倉美作」とあったからに相違なく、史料Eの発給人は朝倉美作守教景とみなして間違いなからう⁽⁵⁸⁾。

河村 南北朝・室町期の朝倉氏と安居氏

この長禄元年が、現存する竜興寺文書一四通の中での朝倉氏関係文書としては最古の年次となるが、先にみた竜興寺文書のたどった歴史からすると、これ以前に朝倉氏の安堵状があった可能性も否定はできない。しかし、朝倉氏が竜興寺に関わりをもったのは、やはりこの長禄期とみて大過ないと思われる。そのことは、竜興寺、洞昭庵のちに朝倉氏に寺領安堵を申請する際提出した支証に、長禄以前のものがなく裏付けられる。註(58)で述べたように洞昭庵領では、文明十三年（一四八一）十二月十三日朝倉氏景安堵状における最古の支証が史料E、竜興寺領では、享徳元年（一五二八）十二月十九日朝倉孝景安堵状が支証としている八通のうち最古のものが長禄三年八月七日「英林一行」（現存せず）であり、「目録」にある永享五年二月六日斯波義淳「証状」はいずれにも支証として採用されていない。これは、この義淳「証状」が、竜興寺・洞昭庵が朝倉氏の外護下にあつて寺領安堵を受けていたことの支証としては有用ではなかったことを示唆しているのであつて、竜興寺と朝倉氏の関係の始期は、長禄以前までは遡及しないのではないかと思われる⁽⁵⁹⁾。

前述したように、「安居信官藤清長」が竜興寺を開いたのが永享年間と推定されることを勘案すれば、それから二〇数年のちの長禄元年十一月までの間に、竜興寺の外護者が安居氏から朝倉氏に替わったのではなからうか。もしそうだとすると、その契機として想起されるのは、長禄合戦にまで至る、斯波持種・義敏父子と甲斐氏を中心とする斯波本宗家宿老との対立抗争である⁽⁶⁰⁾。安居氏は南北朝

期以来、義種（持種の祖父）系斯波氏と密接な関係を維持している⁽⁶²⁾のに対して、室町期の朝倉宗家は甲斐氏と並ぶ斯波宗家屈指の重臣であるので、斯波家中で対立抗争が惹起すれば、安居・朝倉両氏は相互に敵対する関係に立たされることになるからである。

長禄合戦の戦端が開かれるのは長禄二年七月であるが、⁽⁶³⁾斯波家中の分裂が決定的になるのは、二宮・島田ら持種派の数十人が連署盟約し、甲斐常治を討とうとその宿所に放火した文安四年（一四四七）五月にまで遡る。⁽⁶⁴⁾その後享徳元年（一四五二）九月、斯波義健が没

し、持種の子義敏が斯波家督を継ぐと、⁽⁶⁵⁾甲斐との対立が一層深まり、ついに常治を幕府に訴えたが認められなかったため、長禄元年正月、持種・義敏父子は、数十人の自派被官を引き連れて斯波高経の墓所東山東光寺に出奔し、⁽⁶⁶⁾一年余り同寺に逗留した。⁽⁶⁷⁾この間、長禄元年十一月四日、おそらく前月の土一揆の京都乱入に触発されて、東光寺止住の義敏被官らが田上某の所に押しかけて質物を奪い乱妨したため、甲斐が將軍義政に措置を伺ったところ、全員討伐の命が出たため、織田・朝倉と共に堀江・島田・細川・由宇ら四〇余人を悉く討ち果たすという事件があった。⁽⁶⁸⁾つまり竜興寺が朝倉氏から、おそらく初めて寺領安堵を受けた長禄元年十一月当時の將軍義政は、守護斯波義敏よりも甲斐を支持していて、安居氏ら義敏派被官は、きわめて不安定な立場にあったといえる。

確証はまったくないが、持種・義敏派に属する斯波被官らが劣勢に立たされた状況の中で、朝倉氏は甲斐氏の支持のもと、かつて足利義詮から勲功賞として宛行われた、由緒ある所領の一つ坂南本郷

を、安居氏から奪還したのではないかと推測する余地もあるのではなからうか。

ちなみに、長禄二年十一月までに、千秋宮内少輔範安が糸生郷山方を將軍義政から闕所とされているのは（註23）、範安が長禄合戦で持種・義敏派に与したことになる⁽⁶⁹⁾とみられる。同族関係にある千秋、安居両氏が、ともに南北朝期以来一貫して義種系斯波氏との関係を堅持した結果、斯波家中の分裂の中で没落したのではあるまいか。

第三節において、安居修理亮が安居郷の請負代官職を失うのが文正元年からある程度遡った時期である可能性を指摘したが、坂南本郷が長禄合戦に至る斯波家中の分裂抗争の中で安居氏から朝倉氏の手に渡ったとすれば、安居氏の安居郷請負代官失職もまた、松浦氏の推察通り、これと二連の現象と解することが可能ではなからうか。

なお、朝倉氏は坂南本郷のみならず安居郷の奪還も当然目指したに違いないが、それは実現せず、結局一条家の直務となった。安居郷と関係の深い足羽荘の請負代官職を朝倉美作入道（心月＝教景）が所持していたことを思えば、そうした中で直務を獲得した一条家の政治力を評価すべきであろう。文正元年八月に朝倉光玖が安居郷に打ち入って、下向してきた直務代官康俊を追却したのは、長禄以来の宿願を實力で果たそうとした行動ととらえられるのではなからうか。

むすび

前稿では、斯波氏が朝倉氏から安居郷を没収して安居氏に与えたと推測した論拠として、①応仁の乱以前の安居郷は安居氏が代官であったこと、②永享八年（一四三六）と同十年に弘祥寺住持職を幕府に推挙したのが安居氏と主従関係にあった斯波持種だったこと、③永享頃、坂南本郷に竜興寺を創建した「安居信官藤清長」は安居氏と推測されること、の三点を挙げていた。このうち①は第三節で、③は第四節でそれぞれ不十分ながら検証したが、②については史料の初歩的誤認であり、論拠として成り立たない。すなわち、永享十年の推挙者「民部少輔殿」は斯波持種であるが、八年の「治部大夫殿」は斯波義郷である^①。これが持種であれば、一般的に守護が推挙者になるところを守護でもない持種が推挙者になったのは、被官安居氏に代わって推挙した可能性があり、当時の弘祥寺の実質的外護者が安居氏であったことを示しているのではないかと考えたのであるが、斯波義郷ならば守護として当然の行為をしただけであり、ならん問題とする必要はなかった。また、永享十年の持種による推挙にしても、当時の持種は同九年から甲斐常治とともに幼主斯波千代徳丸（義健）を補佐する、いわば実質的な斯波氏当主の立場にあって、弘祥寺とはほぼ同じ時期に永徳寺の住持職の推挙も行っている^②で、住持職推挙をもって弘祥寺と安居氏の関係を論じることができず、前稿で挙げた論拠のうちの②は撤回しなければならない。残る①③の論拠に、今回新たに分析した白土城合戦の評価を加えて、小

稿で導いた結論を以下まとめておきたい。

朝倉氏は越前入国後わずか数年にして安居郷に弘祥寺を開くことができた。それは、朝倉氏が主張するような、足羽荘代官職を得て、在地武士黒丸氏から婚姻関係を結ぶなど親和的に迎えられたからではなく、鎌倉期から安居にいた千秋安居氏が、朝倉氏と同じ北軍に属しながら、暦応二・三年（一三三九・四〇）の安居郷周辺における南軍の攻勢の中で転向、もしくは敗北などで同地から没落したあとに、朝倉氏が安居郷に入部した記念碑として、旧知の別源円旨を招いて開創したのが弘祥寺だったのではあるまいか。

安居を追われた安居氏は、斯波義種との関係を強めながら故地安居奪還の機会をねらっていたが、斯波氏が失脚した貞治の政変で斯波氏を離反した朝倉氏が、まもなく復権を果たした斯波氏との関係を修復できないでいたことでその環境が整った。「朝倉家伝記」が伝える白土城合戦は、貞治六年（一三六七）二月、朝倉高景が越前に没落してきた斯波氏を討とうと黒丸城に来たとき、斯波方の安居氏が弘祥寺を攻めようとして白土城を築いたのを朝倉氏景が攻め落とした、とするものであるが、仮にこの合戦があったとしても、その年次はもう少しあとでなければならぬ。合戦自体あったかどうかともわからないが、安居氏が斯波氏の支援を得て安居郷の奪還を図っていたことを反映する逸話と解釈できるのではなからうか。

安居氏の安居奪還がいつ実現したかは明証を得られないが、遅くとも永享期までには実現していたのではないかと思われる。そのことは、そのころ安居氏とおぼしき安居郷の代官「藤清長」が、希明

清良を請じて、かつて朝倉氏が足利義詮から賜った坂南本郷に竜興寺を開創したことから推測が可能である。したがって、前稿で安居郷が朝倉氏から安居氏の手に渡ったのは斯波義将の代のことで、その没年応永十七年（一四一〇）⁷⁴以前とした推断は、いまのところ訂正する必要はないと考えている。貞治の政変での朝倉氏の向背を最後まで忘れず、警戒を怠らなかつた義将による朝倉氏抑制策のなかで、朝倉氏にとって由緒ある坂南本郷が安居氏に与えられた可能性が考えられるのである。

しかし、長禄合戦を生んだ斯波家中における持種・義敏派對甲斐派の深刻な分裂の中で、南北朝期以来義種系斯波氏と緊密な関係を保持してきた安居氏は持種・義敏陣営に属して、甲斐と提携する朝倉氏と厳しく対立することになった。長禄元年（一四五七）十一月、坂南本郷の竜興寺洞昭庵領を朝倉氏が初めて安堵しているのは、これ以前に安居氏が坂南本郷を失い朝倉氏が奪還したことを示唆しているが、その背景として斯波家中の対立抗争を想定するのはあながち空説とはいえない。ちなみに、朝倉教景安堵状が発給されたのは、持種派の国人数十人が同年正月以来、持種・義敏父子と共に東山東光寺に逼塞していた時期にあたる。

安居郷のほうは、松浦義則氏は請負代官安居修理亮の失職の背景として「長禄合戦における義敏方の敗北」を想定したが、朝倉氏が坂南本郷を安居氏から奪還したのが、長禄合戦の戦闘開始前にあたる長禄元年十一月以前とみられるので、厳密には合戦の敗北の結果というより、義敏派国人が政治的にきわめて不利な情勢になったと

きに、旧領回復をねらった朝倉氏が甲斐氏の支持を得て安居氏に圧迫を加えた結果というのがより事実に近いと思われる。そして、朝倉氏は坂南本郷と安居郷の同時奪還をねらったに違いないので、安居修理亮が安居郷代官職を解任されたのも、坂南本郷を失ったのと同じ時期ではないかと思われる。ただ、安居郷は、おそらく一条家の運動の結果朝倉氏には渡されずに一条家の直務となった。朝倉氏が宿願を果たし安居郷を手中にするのは、朝倉光玖が直務代官康俊を追却し、ついで朝倉孝景が実力で奪取する応仁の乱まで待たなければならなかったのである。

安居氏の没落に関する松浦氏の推察に導かれて、ほとんど明証がない中、強引な史料解釈を交えながら憶測に近い議論を重ねたが、南北朝・室町期における安居郷・坂南本郷をめぐる朝倉氏と安居氏の関わりについて、ひとつの大胆な仮説を提示してみた。

註

- (1) 拙稿「南北朝期における朝倉氏と斯波氏」（『若越郷土研究』六八―二、二〇二四年）。以下、この拙稿を「前稿」とする。
- (2) 「東海一漚別集」（『大日本史料』第六編之二十六（以下『史料』六一―二六の如く略記）三三〇頁）。
- (3) 松原信之氏が初め「壬生本朝倉系図について」（『日本海地域史研究』六、一九八四年）として発表し、のち著書『越前朝倉氏の研究』（三秀舎、二〇〇八年）第三部第一章に「壬生本朝倉家譜」として紹介、解説した（四八一―五〇四頁）。系図部分と歴代の事績を叙述した部分があり、後者を、端裏書にもある「朝

倉家伝記」と呼ぶことにする。随所に「至永祿己巳××年」とあるので、成立は永祿十二年（一五六九）と判明する。以下「朝倉家伝記」はすべて松原氏の著書から引用する。

(4)『朝倉始末記』諸本や、「日下部氏朝倉系図略」（『福井市史』資料編2（以下『市史』資2の如く略記）「軍記・系図・真宗史料」七号）、「永光寺本朝倉氏系図」（同八号）以下の系図類のいずれも、朝倉高景の没年を文和元年（一二三二）、享年を九十八歳とするので、生年は建長七年（一二五五）となる。なお、「朝倉家伝記」は、没年、享年は他史料と同じながら、生年を建長六年と誤っている。

(5)『福井県地名』（平凡社、一九八一年）「弘祥寺跡」の項（二七七頁）、「角川日本地名大辞典」18福井県（角川書店、一九八九年）「弘祥寺」の項（四七四頁）は朝倉金吾を高景と断定している。なお、松原信之氏は「広景か高景」と断定を避けながらも（『福井市史』通史編1（一九九七年）、以下『市史』通1と略記）第七章第二節2「宏智派と朝倉氏」七七三頁）、弘祥寺建立という広景の宿願を高景が成就したことで惣領に定められたとする「朝倉家伝記」の記事（主張）を採用している（註3前掲書四・二三頁）。おそらくこの「朝倉家伝記」の説明がもっとも自然で、事実に近いと思われる。ただ、「朝倉家伝記」は広景の項で、広景が妻妙浄のために位牌所として弘祥寺を建立したものの、公私の憚りありとして同寺を亀山院の祈願所とした、ともしっていて、高景の項の記述との矛盾も見られる。

(6)「仏種慧濟禪師中巖岩円月和尚自歴譜」（『続群書類従』九下、伝部）応安四年条に「夏作別源和尚塔銘」とある。

(7)『史料』六一三五、応安五年五月二日条（三一九～三三三頁）。

(8)貞治五年（一二六六）十一月七日足利義詮御判御教書写（『市史』資2、「軍

記系図・真宗史料」一号一三四）に「朝倉遠江入道宗祐申」とあるほか、「朝倉遠江入道」の史料所見は数点あるが、もっとも新しいものは死没の五年前にあたる貞治六年十月十七日越前国守護畠山義深請文（『福井県史』資料編2（以下『県史』資2の如く略記）保阪潤治氏所蔵文書三号）なので、最後まで遠江入道を称したとみてよからう。

(9)朝倉高景の没年は応安五年（一二三七）、享年は五十九歳なので（註7）、康永元年（一二三四）は二十九歳となる。註(5)で述べたごとく、弘祥寺は「朝倉家伝記」高景の項の説のように、広景が発願し高景が建立したとする説明が理解しやすい。中巖円月が朝倉高景の一周忌に著した「朝倉徳岩居士小祥忌拈香」（『史料』六一三五、三三三頁、「東海一漚別集」の一節に「創寺奉尊宿、又於京東山、起塔莊高躅」とあるが、後半部が建仁寺に洞春庵を開いたことを指しているのに対して、前半部の「寺」は弘祥寺、「尊宿」（高僧）は別源を指していると思われるので、弘祥寺の開基は朝倉高景とするのが当時の一般的認識だったとみてよからう。

(10)足羽荘が一条家領だったのは鎌倉初期と室町期以降であって、「朝倉家伝記」が朝倉広景が越前に入国したとする鎌倉末期には皇室領となっていた（拙稿「足羽御厨（足羽庄）の伝領について」『若越郷土研究』三一・三四五、一九八六年）。

(11)佐藤圭「朝倉氏の越前入国について」（『年報中世史研究』一五、一九九〇年）。

(12)嘉慶元年十一月十日醍醐寺理性院宗助書状（『県史』資2、醍醐寺文書七三号）。

(13)「相国寺供養記」（『群書類従』二四、釈家部）。

(14)安居氏については、松浦義則『戦国期越前の領国支配』戎光祥出版、

若越郷土研究 六十九卷一号

二〇一七年）第Ⅱ部第二章「中世後期の大野郡」（初出は、福井県歴史の道調査報告書第5集『美濃街道・勝山街道』福井県教育委員会、二〇〇五年）第一節1「安居備前守」（二二六～二二七頁）、「市史」通1、第五章第三節2「守護支配下の国人たち」（松浦氏執筆）五四一～五四三頁などに詳しい。

(15) 『福井県史』通史編2（一九九四年、以下「県史」通2と略記）第三章第三節2「奉公衆と室町幕府料所」（大原陵路氏執筆）五二一～五二四頁。

(16) 応安五年七月日河合莊雜掌申状案（『県史』資2「醍醐寺文書六」号）に「以当庄内貞正名之堤、号春近郷内、去月千秋左近將監代官令違乱」と見え、春近郷が千秋左近將監の支配下にあったことが知られる。この千秋左近將監は將軍近習千秋経季である（『尊卑分脈』、後註30表No.5・7）。

(17) 「武衛系図」（『続群書類従』五上、系図部）の義種の子満種の項に「母千秋高範女 將軍家小督」とあり、高範は経季の父である（『尊卑分脈』）。なお、『尊卑分脈』には、高範の女子の記載がない。

(18) 松原氏註（3）前掲書四四六頁。

(19) 註（14）『市史』通1、五四一～五四二頁。

(20) 『尊卑分脈』は前出千秋経季の曾祖父範宗を六波羅評定衆とする。但し『尊卑分脈』以外的一次史料で確認することはできない（森幸夫『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、二〇〇五年、第一編第二章第一節「六波羅評定衆の構成」表5参照）。

(21) 千秋氏については、大原氏（註15）のほか、松原氏（註3前掲書四四五～四四六頁）、松浦氏（註14前掲書二二六～二二七頁）による論究がある。

(22) 嘉元四年（一二三〇）に宇治江村の地を大谷寺に寄進した藤原兼範（『県史』資5、越知神社文書六号）の子に範世がいるが（『尊卑分脈』、『尊卑分脈』

は千秋氏と同族の熱田大宮司家一族野田家季の女子に「千秋宇治江五郎範世妻」と注記する。

(23) 長祿二年（一四五八）十一月、足利義政が北野宮寺に寄進した糸生郷山方が「千秋宮内少輔範安跡」とされている（『県史』資2、北野神社文書一〇号）。(24) 寛正二年（一四六二）九月、足利義政が「千秋民部少輔入道跡」とされる野田郷内元興寺領分を一色政熙に宛行っている（『県史』資2、国立国会図書館所蔵胃山文庫文書一〇号）。大原氏は、この千秋民部少輔入道（淨祐）の闕所の背景について、ちょうどこの頃行われた斯波氏家督の義敏から義廉への交替を指摘している（註15前掲書五二四頁）。

(25) 「相国寺供養記」（註13）に「安居孫五郎藤原種氏」と見える。

(26) 正中二年（一二三五）正月二十三日某袖判下文（『県史』資5、越知神社文書一一号）に「越前国丹生北郡糸生郷内大谷寺」と見える（他に同文書一二・二六号などにもある）。

(27) 『太平記』卷二十一「任遣勅被成綸旨事付義助攻落黒丸城事」（日本古典文学大系『太平記』二、三四七頁）。

(28) 同右、三四八頁。

(29) 暦応三年九月と十一月に、能登の国人得江頼員が斯波高経と能登守護吉見頼隆にそれぞれ捧げた軍忠状四通（『県史』資2、尊経閣文庫所蔵文書一五・一六・一八・一九号）によれば、八月十七日、北軍が藤島莊丸岡に構えた向城を攻めようと南軍が黒丸城から出撃してきた際、北軍はこれを押し返しかえって黒丸城中に追い籠め、同二十日落城させたという。これらの戦況については、『市史』通1、第五章第一節3「南北両軍の戦い」（佐藤圭氏執筆）に詳しい。

(30) 千秋氏の將軍近習としての活動にかかる事績は次の通りである。

No.	年月日	事項
1	建武元(1334)正29	千秋左近蔵人、幕府の始めの射手を務める。
2	康永3(1344)正29	千秋高範ら、足利直義からの詠歌の求めに応ず。
3	〃4(1345)8・29	天竜寺供養に際し、千秋三河左衛門大夫が將軍笠役、同駿河左衛門大夫が諸大夫として参列。
4	貞和2(1346)3・20	千秋左衛門大夫高範、足利直義の使者として三寶院賢俊を訪れる。
5	応安5(1372)2・10	千秋駿河左近將監、足利義満の六条八幡参詣で御香役を務める。
6	〃7(1374)4・28	千秋宮内少輔、義満の佐女牛若宮参詣で御香役を務める。
7	永和元(1375)3・27	千秋左近將監、義満の石清水八幡参詣で御香役を務める。
8	康暦元(1379)7・25	千秋刑部少輔、義満の右大将拝賀で衛府侍を務める。

出典No.1…『御的日記』(『統群書類従』二三下、武家部)

No.2…『直義金剛三昧院奉納和歌』(『大日本史料』六一八、四六七頁)

No.3…『園太暦』同日条

No.4…『賢俊僧正日記』同日条裏書(『新編一宮市史』資料編6、八七五頁)

No.5…No.8…『花宮三代記』(『群書類従』二二六、雑部)各日条

(31) 「武衛系図」(註17) 義種の項に「応永十五年(二四〇八)二月二日卒、五十七歳」とあるので、貞治五年(一二六六)は十五歳となる。

(32) 「武衛系図」(註17) 満種の項に「応永三十四年七月七日卒、五十二歳」とあるので、生年は永和二年(一二七六)となる。

(33) 『師守記』貞治六年七月十三日・八月三十日・九月四日条。

(34) 斯波義將の越中守護就任の事情については、佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上(東京大学出版会、一九六七年)二五七―二五八頁、小川信『足

利一門守護發展史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)四五―四五三頁参照。

(35) 朝倉氏は、長享元年(一四八七)、斯波氏から越前の統治権をめぐって幕府に訴えられた際、斯波氏との主従関係はなかったことをさまざまな支証を挙げながら主張したのであるが、南北朝期の朝倉氏の立場を説明する場面に於いて、幕府から斯波氏追討を命じられ恩賞を賜った話は支証を挙げて主張しておきながら(詳しくは拙稿『朝倉家記』所収足利尊氏袖判下文の疑点について)『若越郷土研究』六七―二、二〇三年)参照)、斯波方と戦った具体例として最適と思われる白土城合戦についてはまったくふれていない。これは長享期の朝倉家には、この戦いの記録も記憶もなかったのではないかと一見思わせるが、戦国期の「朝倉家伝記」作成者が白紙の状態で「千秋安居一門」なる表現を思いつくとは考えられない。「千秋安居一門」との対立(もしくは衝突)については記憶されていたものの、それが貞治六年のこととして伝えられていなかったために、訴訟の際の材料にするのを避けた、もしくはできなかったということも考えられる。

「朝倉家伝記」のいう白土城は近世から現在まで鐘嶺山(やrikamiやま)城と呼ばれている。この名の由来は第二節に引用した「朝倉家伝記」の記事にあり、寄せ手の朝倉氏景が安居氏の内者牧野修理亮の突いた鐘を齒で噛み留め、鐘を切り払って頭を取ったとするものである。この逸話は、出典が戦国後期成立の「朝倉家伝記」であるにもかかわらず、近世には忘れ去られたらしく、各種近世地誌類は名称を鐘嶺山城としながら、右の逸話には一切ふれていない。城主についても「朝倉家」とするのみで、唯一「越前国古今城跡考」(筆者未見)が朝倉家臣村野源五郎兼光、もしくは鳴神新吾左衛門とするのみである(『市史』資1、「鐘嶺山城」の項(七五二頁))。

若越郷土研究 六十九卷一号

- (36) 『桃華葉』(『群書類従』二七、雑部)。
- (37) 『桃華葉』は文明十二年四月に成立し、一条兼良は翌十三年四月二日、八十歳で没している(『史料』八一、二、三三六頁、八一三、一七〇頁)。
- (38) 『雑事記』文明九年六月十日条に「家門諸大夫三位入道常俊後俊六十四歳今日円寂」とあるので、史料Cの康俊は俗名であることが判明する。出家後「三位入道常俊」と称していた彼のことを、その主人である一条兼良が康俊の没後三年に書いた「桃華葉」の中で「座主僧」と表現したとは考えられないので、史料Bの「座主僧」と史料Cの康俊は別人と判断したい。なお、註(35) 拙稿では座主僧と康俊を漫然と区別せずに叙述していたが(二五頁)、訂正したい。
- (39) 松浦氏註(14) 前掲書二七頁、『市史』通1、五四三頁。
- (40) 貞治五年十一月六日足利義詮袖判下文写(『市史』資2「軍記・系図・真宗史料」一号一三三)。このとき朝倉高景が獲得した地頭職七か所は、宇坂荘・栗荘・東郷荘・坂南本郷・河南下郷・木部嶋・中野郷である。
- (41) 『日本洞上聯燈録』巻四「慈眼天真自性禪師法嗣」(『市史』資2、中世編年史料二四六号)。一部は松原信之『越前朝倉氏と心月寺』(心月寺、一九七二年)一三九頁より引用して補った。
- (42) 『総持寺住山記』によれば、希明清良が総持寺の五十二世として入寺したのは応永三十二年十一月十九日であった(『加能史料』室町Ⅲ、一七九頁)。
- (43) 『福井県の地名』(註5)「竜興寺跡」の項(三三九頁) 参照。
- (44) 杉原丈夫・松原信之共編『越前若狭地誌叢書』上(松見文庫、一九七二年)三三五頁。
- (45) 『福井県の地名』(註5)「坂南本郷」の項(三三六頁) 参照。
- (46) 正長二年七月二十日願成寺等十か寺連署状写(『県史』資6、龍泉寺文書一)号は、ときの龍泉寺住持が体調不良を理由に輪住を離脱したいと申し出たのを一〇か寺一〇人が連署して了承したもので、「慈眼寺 清良」の署名が見える。
- (47) 松原氏は希明清良の文安二年(一四四五) という寂年から永享初年頃と推測している(註41前掲書一三六頁)。なお、竜興寺の開創年について『福井県の地名』(註43)は永享初年、『角川日本地名大辞典』(註5)「八幡」の項(二六一頁)は永享元年とするが、いずれも典拠は示していない。
- (48) 註(43)に同じ。
- (49) 『県史』通2、第六章第二節二「禅宗諸派の展開」(広瀬良弘氏執筆)九九一頁。
- (50) 『市史』通1、第五章第五節2「臨済宗と曹洞宗」(松原信之氏執筆)五九三頁。
- (51) 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館古文書調査資料1『朝倉氏五代の発給文書』(同資料館、二〇〇四年、編集、執筆は全編佐藤圭氏)二九頁。
- (52) 松原氏註(41) 前掲書一三五～一三六頁。
- (53) 同右、一三六頁。
- (54) 『県史』資4、松樹院文書一～一一号。以下松樹院文書については「松樹院文書×号」とのみ示す。
- (55) 松原氏註(41) 前掲書一四五～一五〇頁。
- (56) 同右、一三五頁。
- (57) 『朝倉氏五代の発給文書』(註51)に収載する黒龍神社文書は次の五点である。
- ① 文明三年十一月十六日朝倉孝景安堵状
- ② 文明十三年十二月十三日朝倉氏景安堵奉書
- ③ (文亀三年) 十二月二十一日朝倉貞景書状(写が松樹院文書七号)

④大永五年十二月二十七日朝倉孝景安堵状

⑤弘治元年十二月二十二日朝倉義景安堵状（写が松樹院文書一〇号）

編者佐藤圭氏は、花押からいずれも原本と判断している（二九頁など）。松樹院文書は内容的に竜興寺文書と同寺の塔頭とみられる洞昭庵の文書の両方を含むのに対して、黒龍神社文書はすべて竜興寺文書で、文中の「寺」を「社」と改めたり（①～⑤のすべて）、宛所部分を切除したり（③④⑤）、「毛矢神社」と加筆する（①②）など、黒龍神社の伝来文書に仕立てるための露骨な改竄を施しているが、偽文書とみなす必要はなく、佐藤氏の指摘通り、本来竜興寺に伝来した原本とみてよからう。

⑤⑧ たえば、黒龍神社文書と松樹院文書に、同じ文明十三年十二月十三日付の朝倉氏景安堵奉書があり、前者（前註②）は竜興寺領（「当寺領」を「当社領」、「寺務」を「社務」と改竄し宛所を「毛矢神社」とする）を、後者（松樹院文書六号）は「当庵（洞昭庵）領」をそれぞれ安堵対象としているので、長禄元年にも史料Eとは別に竜興寺宛の同日付安堵状がある可能性は否定できない。ただ、右の文明十三年の安堵状を得るのにあたって洞昭庵は、史料Eを支証として用いているのに対して、竜興寺のほうは「去文明参年十一月十六日安堵状」（前註①）を支証としていて長禄元年の支証は挙げていない。さらに、竜興寺は享禄元年（一五二八）十二月十九日に朝倉孝景（宗淳）から安堵を受けた際にも八通の支証を挙げながら、最古のものは長禄三年八月七日付（現存せず）である（松樹庵文書八号）。これらのことからすると、竜興寺に長禄元年の朝倉氏の安堵状は存在せず「目録」にいう「朝倉美作証状」は史料Eを指している可能性もゼロではない。

⑤⑨ 史料Eを仮名書きに改めたものが松樹院文書にあつて（一〇号）、その奥に

異筆で「右ハ心月也」とある。花押影は史料Eとは異形で（『県史』資4、松

樹院文書二号の注記）、しかも朝倉教景（心月）の花押は他にないので確認のしようがないが、花押の主は教景とみなして大過なからう。なお、『福井県史』資料編は慎重を期して、両文書の発給者をいずれも「某」としている。

⑥⑩ 永享五年の斯波義淳「証状」は、開創がなった竜興寺が守護義淳に申請した結果発給された安堵状だった、つまり竜興寺の創建が永享五年であった可能性をうかがわせている。

⑥⑪ 長禄合戦に至る斯波家中の政治動向については、『県史』通2、第三章第六節「長禄合戦」（松原信之氏執筆）、家永達嗣『室町幕府將軍権力の研究』（東京大学日本史学研究室、一九九五年）第二部第一章第一節二「義敏の抗命とその原因」などに詳しい。私も『大野市史』通史編上（二〇一九年）第三章第三節二「長禄合戦と大野郡」で叙述している。

⑥⑫ 安居氏が室町期になつても義種系斯波氏との関係を堅持していたことは、応永十九年（四二二）、斯波満理（義種の次男）がその所領越中国野尻保における東寺造宮料棟別銭の催徴を命じる際、安居弥太郎守景が満理の奉書を発給していることから確認できる（『東寺百合文書』ツ函一〇六―三）。なお、この文書を収載する『史料』七一七（三六―三七頁）、『富山県史』史料編Ⅱ（四一―六頁）のいずれも人物比定が誤っていることについては、松浦義則氏が正しく指摘している（註14前掲書二四八頁）。

⑥⑬ 『雑事記』長禄二年八月二十三日条。

⑥⑭ 『建内記』文安四年五月二十八日条。

⑥⑮ 『師郷記』享徳元年九月一日・十一月十六日条。

⑥⑯ 『大乘院日記目録』康正三年正月一日条、『碧山日録』長禄三年五月二十六

日条。

(67)『雜事記』長祿二年二月三十日条によれば、斯波義敏が東光寺を出て甲斐常治と和談したのを二月二十九日とし、「応仁略記」(『群書類従』二〇、合戦部)は將軍義政の口入で義敏が東光寺から宿所に戻ったのを三月二十六日とする。いずれにしても、義敏とその被官らの東光寺滞留は長祿元年正月から一年以上に及んだことになる。

(68)『経覚私要鈔』長祿元年十一月五日条、『雜事記』同年同月十一日条。

(69)千秋範安の關所の背景として、文安六年(宝徳元年、一四四九)から翌年にかけて糸生郷地頭千秋(範安であろう)が大谷寺から神田・神木をめぐって提訴されているので(『県史』資5、越知神社文書二〇・二二号)、そのことが間接的に影響している可能性もないではないが、九年も前のことなので、やはり、直接的には長祿合戦における持種・義敏派への与同が原因であったとみるのが妥当であろう。

(70)『桃華藥葉』(註36)は足羽御厨(足羽荘)について、「代官朝倉美作入道請之」とする。

(71)『蔭涼軒日録』永享八年閏五月十六日条に「越前弘聖寺新命聖貞首座、以治部大夫殿吹嘘状伺之」、同十年三月十八日条に「越前弘祥寺契咸西堂、乃民部少輔殿吹嘘、各伺之」とある。

(72)永享九年から斯波持種が甲斐常治とともに斯波千代徳丸を支える、いわば二頭政治を展開していたことについては、『大野市史』通史編上(註61)で略述した(二八一～二八四頁)。

(73)『蔭涼軒日録』永享十年三月二十日条に「越前永徳寺光麗首座持種吹嘘」とある。

(74)「朝倉家伝記」は、応永八年(一四〇二)に朝倉氏景が弘祥寺の大仏殿を建立し、同十年に氏景の子息為景が弘祥寺の寺格を十利に上げ、嘉吉二年(一四四二)に為景の子教景が弘祥寺の仏殿を再興した、などと伝え、あたかも朝倉氏は代々弘祥寺を氏寺のごとく一貫して外護してきたとするが、少なくとも教景による嘉吉元年の仏殿再興は疑わしい。

「付記」小稿で扱った弘祥寺建立、白土城合戦について詳述する佐藤圭氏の『朝倉孝景』(戎光祥出版、二〇一四年)を、うかつにも参照しないまま投稿してしまった(前稿「南北朝期における朝倉氏と斯波氏」も同様)。佐藤氏には心からお詫び上げたい。

なお、『福井市史』通史編1の氏の執筆部分から、特に論旨の大きな変更は見当たらないので、小稿も今のところ訂正の必要はないと考える。